

# 那覇市住居確保給付金（転居費用補助）のよくあるご質問

## はじめに

- 住居確保給付金（転居費用補助）について、よくあるご質問をまとめました。
- 個人の就労実態や世帯の状況などによって、記載の内容と一部異なる場合があります。
- 厚生労働省からの事務連絡などにより、記載の内容が変更される場合があります。

## 1 用語の定義に関すること

**Q 用語の定義を教えてください。**

- A ○同一世帯とは、同一の世帯に居住し、生計を共にする方をいいます。  
 ○生計を主として維持していたとは、自らの就労等により収入を得て、世帯の生計を主として維持していた方をいいます。（住民票上の世帯主、児童手当の受給者等）  
 また、離婚等により申請時において主たる生計維持者となる場合も対象になります。

## 2 支給要件に関すること

**Q 家計改善支援を受けることは必須ですか？**

- A 必須です。家計改善支援事業により転居により収支の改善が見込めることが支給の条件になります。  
 そのため、家計改善支援事業で複数回の面談などを経て、適切な家賃額を把握した上で、それを目安に転居先を確保する必要があります。

**Q 世帯収入額が著しく減少した月から2年以内であることとは具体的にどのような方ですか？**

- A 以下のような方などが対象となります。  
 (1) 夫等を亡くしたことにより年金額が減額された方  
 (2) 再就職先での収入が減収された方  
 (3) 高齢の親の年金で生活していたが、その親を亡くされた方  
 (4) 異居や働き手が独立などしたことで世帯収入が減収した方

**Q 外国人は、支給対象になりますか。**

- A 国籍条項はありません。日本国籍の方と同様、支給要件に該当している場合は支給対象になります。

**Q 収入要件について、現在、実家などに避難している場合は、どのような取扱いになりますか？**

- A 現在、住宅を喪失されている方は、喪失前の住宅家賃または、現在の居所の維持に要する費用のいずれかで認定します。賃貸借契約書が残っている場合は、契約書に基づいて認定する他、前住宅の管理会社等へ確認の上、認定します。それにより難い場合、例えば、ホテルなどに避難している場合は、その一泊の費用から概ね一月相当の負担額を算出し、収入基準額を算定します。

**Q 生活保護受給者は、支給対象になりますか。**

- A 生活保護制度で、転居費の支給があるため、対象になりません。

**Q 転居先が県営住宅や市営住宅などの公営住宅は支給対象になりますか。**

- A 市営や県営などの公営住宅への入居に関する初期費用も対象になります。

**Q 転居先が実家などの場合でも支給対象になりますか。**

- A 対象になる場合があります。その場合、対象経費は引越し代などが主な対象となります。  
 但し、相談者が渡航する際の航空運賃などの移送費などは対象外です。

**Q 親元から独立して単身生活などをしたい場合、支給対象になりますか。**

- A 対象なりません。但し、住宅を喪失して実家等に一時的に身を寄せている場合や独立により残された家族が著しく減収した場合は、残された家族については、支給対象になる場合がありますので、個別にご相談ください。

# 那覇市住居確保給付金（転居費用補助）のよくあるご質問

## 2 支給要件に関すること～つづき～

Q 強制退去で住宅を喪失しそうですが対象になりますか。

A 2年以内の減収などに各種要件に該当すれば対象となりますが、強制退去や立ち退きを求められているだけでは支給対象になりません。

## 3 支給対象経費や支給方法に関すること

Q 敷金は対象外ですか。

A 支給の対象外となります。敷金は預り金に該当し、退去時に本人に返還される性質を有するものであるため、支給の対象なりません。

Q 前家賃は対象外ですか。

A 支給の対象となります。但し前家賃については、住居確保給付金（家賃補助）の対象となりますので、住居確保給付金（家賃補助）の要件に該当すれば支給される場合があります。

Q 転居費用補助はどのように支給されますか。

A 新たに入居する不動産管理会社等が指定する口座へ市から本人に代わって納付します。引っ越し事業者など代理納付が対応できない事業者は、本人へ支給します。その場合は、支払い後に領収書の提出が必要になります。領収書の提出がない場合は給付金の返還を請求します。

## 4 その他・申請・審査に関するこ

Q 現在の居所を構えている自治体と入居予定住宅の自治体が異なる場合、どちらへ申請することになりますか？

A 原則、前住所地での申請となります。但し、公的なシェルターや知人宅、親族宅などに身を寄せている場合などは、前住所地ではなく、現在住所地での申請となります。

Q 申請書はどのように入手すればいいですか？

A 那覇市 就職・生活支援パーソナルサポートセンターでの家計改善支事業の面談後にお渡しします。